



豊川市社会福祉協議会

# 第3次中期経営計画

令和6年度～令和10年度



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 趣旨と計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 本計画と他の計画との関係	2
4 中期経営計画に関するSDGsの目標	2
<b>第2章 使命・経営理念・基本方針等</b>	<b>3</b>
1 使命	3
2 経営理念	3
3 基本方針	3
豊川市社会福祉協議会10か条	4
<b>第3章 今後の取り組み</b>	<b>5</b>
1 計画の体系	5
2 各部門の取り組み	
【法人経営部門】	8
【地域福祉活動推進部門】	19
【相談支援・権利擁護部門】	28
【介護・生活支援サービス部門】	35
<b>巻末資料</b>	<b>37</b>



# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 趣旨と計画の位置づけ

### (1) 計画策定の趣旨

1990年代半ばから高齢者人口が15歳未満人口を上回り、年々少子高齢化は進行し、地域で抱える課題は複雑化・多様化するなど社会情勢は大きく変化してきました。「第2次発展・強化計画」の計画期間においては、自然災害が多発し、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、人びとの暮らしや経済活動が大きな影響を受けました。

このような状況の中、今後の社会情勢や制度施策の動向等を見据え、新たな課題等に対応すべく、「第3次中期経営計画」(※1)を策定するものです。

※1 全国社会福祉協議会が令和5年3月に「発展・強化計画」から「中期経営計画」へ名称を変更したため、本会においても計画の名称を変更するものです。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、豊川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が地域福祉を推進するうえで、使命や経営理念、基本方針等を明確にし、その実現に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する具体的な取り組みを明示した行動計画です。

また、市との協働計画である「第4次豊川市地域福祉計画(第5次豊川市地域福祉活動計画)」を推進するための組織運営基盤の強化に向けた計画でもあります。

## 2 計画の期間

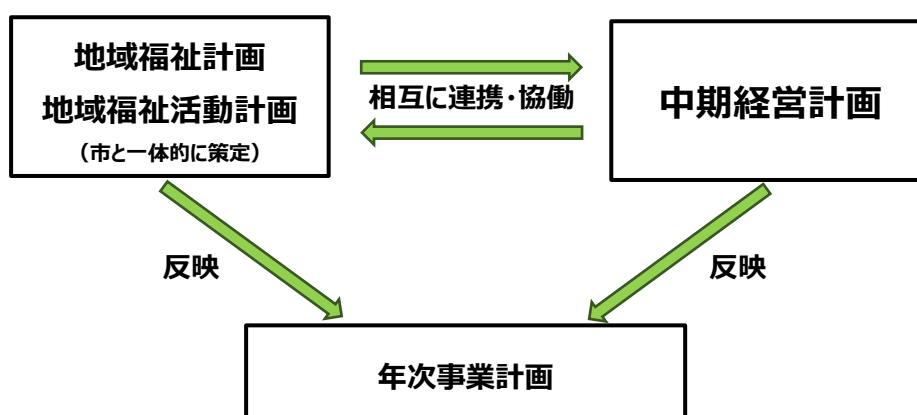
令和6年度を初年度とし、令和10年度までの5年間を計画期間とします。関連計画との関係は次のとおりです。



### 3 本計画と他の計画との関係

地域福祉計画は令和5年度から令和9年度を計画期間とし、市と本会が一体となって地域福祉を推進するため、市が策定する「第4次地域福祉計画」と本会が策定する「第5次地域福祉活動計画」を前期計画に続き、一体的に策定したものです。この地域福祉計画と中期経営計画は相互に連携・協働を図り、それぞれの計画の取り組みは、年次ごとに作成する事業計画によって具現化し、実現していきます。

#### 中期経営計画と地域福祉計画の関係



### 4 中期経営計画に関するSDGsの目標

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。本会の第3次中期経営計画においては、17の共通目標のうち主に次の目標における取組を意識して推進していきます。



## 第2章 使命・経営理念・基本方針等

使命や経営理念、基本方針については、全国社会福祉協議会（地域福祉推進委員会）が策定した「市町村社協経営指針（令和2年7月）の中ですべての社協が経営指針に示された共通理念のもとに活動することが求められています。

この経営指針を基本に本会の状況に照らし、次のように使命や経営理念、基本方針を定めるものです。

また、本会が目指すべき職員像として策定した「豊川市社会福祉協議会10か条」について、使命や経営理念、基本方針とともに、あらゆる機会を通じて、職員等へ周知し、職員全体で共通認識のもと各事業・活動に取り組んでいきます。

### 1 使命

地域住民及び福祉団体・関係者とともに、地域生活課題の解決に取り組み、地域福祉計画の基本理念である「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまちとよかわ ～みんなでつくる地域共生社会～」の実現に向けて地域福祉を推進します。

### 2 経営理念

- (1) 地域住民を主体とした地域共生社会の実現
- (2) 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- (3) 地域住民及び福祉団体・関係者との協働による包括的な支援体制の構築
- (4) 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- (5) 持続可能で責任ある自律した組織経営

### 3 基本方針

- (1) 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- (2) 事業の展開にあたって、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を推進します。
- (3) 計画的に事業を展開するとともに、事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を行います。
- (4) すべての役職員は、高い倫理意識を保持し、法令を遵守します。

## 豊川市社会福祉協議会 10か条

- 1 私たちは、市民から信頼される社協をめざします。  
本会事業や法・制度に関する知識習得はもちろんのこと、常に豊川市における社会資源に関する情報の収集と共有化に努め、職員が連携し、一丸となって地域住民のニーズに的確に応えます。
- 1 私たちは、1本の電話、1人の来客を大切にします。  
電話や来客の対応は、いかなる業務にも優先し、常に明るく生き活きと、親切・丁寧に地域住民とのコミュニケーションを図ります。
- 1 私たちは、常に相手の目線で仕事をします。  
高齢者や障害者を始めとする全ての要援護者の生活背景を親身になって理解することに努め、常に相手の立場に立って業務を遂行します。
- 1 私たちは、笑顔で対応します。  
困難な状況にあっても、常に笑顔を絶やさず業務に前向きに向き合い、決してあきらめない姿勢を貫くことにより、地域住民を始め同僚・部下・上司に安心感を与えます。
- 1 私たちは、聴き上手になります。  
常に相手の発言をさえぎらず、意見を尊重し、否定せず受け止めることにより不快感を与えず、慎重に聴き取り判断することにより適切な対応に結び付けます。
- 1 私たちは、ニーズをチャンスに変えます。  
一つのニーズには、常に複数の課題が潜んでいることを意識し、些細なニーズや課題をきっかけに重大な課題や複数の課題の発見・解決に結び付けます。
- 1 私たちは、連携を大切にします。  
職員間の連携はもちろんのこと、地域住民や関係機関との協働や要援護者との関わりなど、あらゆる場面で人とのつながりを築くことに努めます。
- 1 私たちは、専門性を生かします。  
専門職として常に社会情勢や環境の変化に気を配り、豊川市において将来発生する福祉ニーズや課題の把握に努め、それを解決するための事業や福祉サービスを企画・提案・実行するため、私たちの持つ専門知識を活かします。
- 1 私たちは、アイデアを声に出します。  
どんな些細なアイデアも同僚や上司、あるいは地域住民からの助言や援助により、多大な社会貢献をもたらすきっかけになる可能性を秘めていることを念頭に置き、職員どうしがお互いのアイデアを否定せず、気軽に発言できる環境を整えます。
- 1 私たちは、500円の意味を語れる力を蓄えます。  
社協は、地域住民である会員に支えられています。このことを常に意識し、会員の皆様から納められる会費の実績はもちろんのこと、その使途や目的、必要性を熱く語れる力を蓄えます。



## 第3章 今後の取り組み

### 1 計画の体系

本計画は、使命や経営理念、基本方針等を明確にし、その実現のため、事業部門ごとに課題を抽出し重点事業、推進目標を定めます。その体系は下記のとおりです。

重点事業	推進目標
<b>法人経営部門</b>	
<b>(1) 理念に基づく計画的な経営</b>	
① 使命や経営理念、基本方針等の明文化と周知	●職員全員が使命や経営理念、基本方針等を理解し、共通認識のもと事業、活動を実施します。
② 中期的な経営計画に基づく組織経営	●中期経営計画に記載された取り組みを反映した単年度の事業計画を作成します。また、中期経営計画の進捗管理、評価を行い、本計画に沿った組織運営を行います。
③ 法令遵守の徹底	●コンプライアンス及びサイバーセキュリティに対して、職員全員が統一した知識、見解を持ち、各事業に取り組みます。
④ 健全な経営のための財務管理の実施	●職員全員が経営を意識して日々の業務に取り組みます。
⑤ 部門間連携の推進	●社協の総合力を活かした支援を展開できるよう職員全員が部署を超えた連携を図ります。
<b>(2) 人材確保・育成・定着支援</b>	
① 職員の確保・育成・定着支援	●求めている人材像等の基本的な考え方を明文化し、職員の確保、育成を円滑に行います。
② 人事労務管理制度の構築	●職員全員が働きやすい、働き続けられる職場に整備します。
<b>(3) 財源確保</b>	
① 多様な財源の確保・活用	●地域住民や企業からの支援、協力のもと財源を確保し、地域福祉活動事業を安定的に実施、継続します。
<b>(4) 広報、情報発信</b>	
① 社協の事業・活動等の発信	●積極的な広報活動を行い、タイムリーな情報を地域住民に届けます。

重点事業	推進目標
<b>地域福祉活動推進部門</b> <b>(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり</b> ① 住民主体の福祉活動を推進する地域福祉推進基礎組織の組織化	●幅広い世代に住民主体の福祉活動が認知され、担い手が増えるよう支援します。
② 住民の福祉活動の拠点整備	●住民に身近なふれあいサロンを始めとする福祉活動の拠点で、気軽に相談ができる体制を整備します。
<b>(2) 住民主体による福祉活動の推進</b> ① ふれあいサロン等の居場所づくりや見守り活動の推進	●誰もが主役となれる居場所づくりに取り組みます。
② 福祉教育の推進	●世代や属性に関わらず、誰もが福祉へ興味、関心を持ち、自ら地域生活課題について考える機会を提供します。
<b>(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開</b> ① 個別支援と地域づくりの一体的な展開	●地域生活課題の共有を法人内外で広く行い、多様な主体とともに個別支援と地域づくりを進めます。
② 多様な主体との連携・協働による社会資源の開発	●各地域から抽出される地域生活課題を多様な主体と協議・共有することで、市全体で活用できる社会資源の開発を進めます。

重点事業	推進目標
<b>相談支援・権利擁護部門</b> <b>(1) 包括的な相談と支援の実施</b> ① 相談しやすい相談窓口の整備と相談を断らずに関係機関と連携しながら受け止める体制づくり	● 市民や地域の関係機関が相談しやすい相談窓口の整備、体制を作ります。
<b>(2) 相談支援業務のマネジメントの実施</b> ① チームによる対応、スーパービジョン	● 職員の専門性を高めるとともに、多職種連携を大切にしながらチームによる相談支援業務を行います。また、法人全体で法律や医療等の専門職から助言を受けられる体制を整備します。
② 社協内の連携や情報共有、記録の整備	● 横のつながりを作り、連携を深め、情報共有を図ります。
<b>(3) 地域における多機関協働の推進</b> ① 地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等のネットワーク構築	● 最新の社会資源情報を福祉関係者等へ共有します。また、多分野の事業所等との顔の見える関係を構築し、連携しやすい仕組みを作ります。
<b>(4) 権利擁護支援の体制整備</b> ① 権利擁護支援に関する事業の実施	● 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用に繋がるまでの切れ目のない支援体制を整備します。また、日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知し、相談や利用に繋がります。

重点事業	推進目標
<b>介護・生活支援サービス部門</b> <b>(1) 地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施</b> ① 住民のニーズに応える介護・生活支援サービスの実施	● 住民のニーズに応じた柔軟な介護・生活支援サービスを提供します。
<b>(2) サービスの質の向上</b> ① サービスの質の向上	● 住民のニーズに合わせて、創意工夫し、常にサービスの改善と質の向上を図ります。

## 2 各部門の取り組み

各部門の具体的な取り組みは次のとおりです。

### 法人経営部門

#### (1) 理念に基づく計画的な経営

##### ① 使命や経営理念、基本方針等の明文化と周知

###### 現状と課題

第1次発展・強化計画【平成26年度～平成30年度】、第2次発展・強化計画【令和3年度～令和5年度】を策定し、その中で、使命や経営理念、基本方針等を明文化しています。しかしながら、職員及び地域住民への周知が十分にできていない状況となっています。

職員全員が使命や経営理念、基本方針等を共通認識して各事業、活動に取り組み、行政や地域住民へいかに周知できるかが課題となっています。

###### 推進目標（将来あるべき姿）

職員全員が使命や経営理念、基本方針等を理解し、共通認識のもと事業、活動を実施します。

###### 今後の取り組み

本会の使命や経営理念、基本方針、「目指すべき職員像」として策定した「豊川市社会福祉協議会10か条」を職員全員が理解し、事業、活動を実施できるよう、あらゆる機会を通じ職員へ周知徹底します。また、地域住民等にも使命、経営理念、基本方針をホームページやSNS等を活用し、周知します。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
使命や経営理念、基本方針、社会福祉協議会10か条の職員への周知徹底	総務課	実施 				
SNS等の活用（地域住民に使命、経営理念、基本方針を周知）	総務課	実施 				

## ② 中期的な経営計画に基づく組織経営

### 現状と課題

第1次、第2次発展・強化計画を策定しており、中期の経営方針は明確になっています。しかしながら、策定した計画の職員間での共有や進捗管理、評価が十分にできていない状況があります。

また、策定した計画を踏まえた、単年度の事業計画を作成することが十分にできていない状況です。

### 推進目標（将来あるべき姿）

中期経営計画に記載された取り組みを反映した単年度の事業計画を作成します。また、中期経営計画の進捗管理、評価を行い、本計画に沿った組織経営を行います。

### 今後の取り組み

中期経営計画に沿った事業展開ができるよう進捗管理を実施し、状況に応じて適宜改善していきながら、中間年度に実績を評価します。その評価を受け、次期中期経営計画策定に向けて、改善策を検討します。

また、中期経営計画に掲載した取り組みを、単年度の事業計画に反映させます。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
中期経営計画の進捗管理	総務課	実施 		評価 	実施 	
中期経営計画を反映した単年度事業計画の作成	総務課	実施 				

### ③ 法令遵守の徹底

#### 現状と課題

ハラスメント対策や虐待防止対策等の管理体制（必要な規程、マニュアルの整備、担当者の配置や委員会の設置）は整備できています。また、毎月「個人情報保護にかかる日常業務チェックリスト」の確認を実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めています。

現在、パソコンシステムについて比較的安全な環境（社内イントラネット）での業務が中心となっており、リスク管理ができています。また、インターネットを通じたやり取りの経験が少なく、専門的な知識も乏しいため、職員のサイバーセキュリティに関する危機感は低い状況にあります。

今後、ICTを活用し、業務効率を向上していくためには、職員の理解促進が必要であると考えます。

#### 推進目標（将来あるべき姿）

コンプライアンス及びサイバーセキュリティに対して、職員全員が統一した知識、見解を持ち、各事業に取り組みます。

#### 今後の取り組み

コンプライアンスの遵守は、継続して実施していきます。また、職員のコンプライアンス及びサイバーセキュリティに関する知識向上を図るため、マニュアルの整備、個人情報保護規程などの関係規程の周知、研修会等を実施します。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
コンプライアンスの遵守	全課	継続				
コンプライアンス及びサイバーセキュリティに関するマニュアルの整備	総務課	検討		実施		
コンプライアンス研修の実施	総務課	実施				
サイバーセキュリティに関する研修の実施	総務課	検討	実施			

#### ④ 健全な経営のための財務管理の実施

##### 現状と課題

計算書類に基づき、月次、年次ごとに収支状況、財政状態を把握し、また、監事による財産状況の監査を実施することで、適正な財務管理を行うことはできています。しかしながら、職員全員が経営状況を理解し、経営を意識したうえで日々の業務を実施することはできておらず、課題となっています。

##### 推進目標（将来あるべき姿）

職員全員が経営を意識して日々の業務に取り組みます。

##### 今後の取り組み

職員全員の経営に関する知識と意識向上を図るため、社協経営についての研修を実施します。また、予算書、決算書に基づき、経営状況に関しての情報共有を行います。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
社協経営についての研修の実施	総務課	実施				
経営状況の情報共有	総務課	検討	実施			

## ⑤ 部門間連携の推進

### 現状と課題

社協は、幅広い分野の支援を行い、事業も多岐にわたりますが、社協内の各部署の縦割りによって、各部署の事業完結だけに終わり、連携による波及効果が及んでいないという課題があります。

あらゆる地域生活課題に対応するためには、職員一人ひとりが個別支援の力をつけるのと同時に、社協の総合力を活かした支援を展開できる組織作りが必要です。そのためには多様なニーズを見逃さずに把握することに加え、把握したニーズや課題をひとつの課や特定の職員で抱え込むのではなく、社協全体で受け止める体制を整えなければなりません。

### 推進目標（将来あるべき姿）

社協の総合力を活かした支援を展開できるよう職員全員が部署を超えた連携を図ります。

### 今後の取り組み

情報共有やケース検討を中心とした部署横断的な会議を立ち上げます。

また、既存のサービスや制度で対応できないニーズ及び今後予想されるニーズについて、新たな取り組みを研究するチームを立ち上げるなど社協内の事業推進体制を整備します。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
社協内の支援事例を横断的に検討する会議の実施	全課	実施				
						
課題解決のための社協内の事業推進体制の整備	全課	実施				
						



## (2) 人材確保・育成・定着支援

### ① 職員の確保・育成・定着支援

#### 現状と課題

正規職員の定年退職、市からの委託業務の業務量の増加や体制強化を勘案し、市と協議しながら職員の採用を計画的に実施し、職員の確保を行っています。

また、年度ごとに研修計画を策定、実施し、資格取得のための支援制度を整備することで職員の育成、定着支援を行っています。しかし、本会が求めている人材像等の基本的な考えを明文化できていないことが、職員の育成、定着支援の強化や有能な人材確保のための課題となっています。

#### 正規職員の推移

年度	人数	特記事項
平成 25 年度	43 人	
平成 26 年度	42 人	
平成 27 年度	47 人	障害者相談支援センターの設置、認知症施策推進事業の受託
平成 28 年度	51 人	
平成 29 年度	54 人	各包括に出張所を設置 生活支援体制整備事業の受託 ゆうあいの里南障害者生活介護施設の指定管理の開始
平成 30 年度	54 人	
令和元年度	57 人	
令和 2 年度	58 人	東部地域包括支援センターの移設、出張所の再編（すべての中学校区に相談窓口の設置）
令和 3 年度	60 人	重層的支援体制整備事業への移行準備事業の受託 障害者相談支援センターに相談支援係（社協相談支援事業所）を統合
令和 4 年度	60 人	
令和 5 年度	61 人	重層的支援体制整備事業の本格実施

#### 推進目標（将来あるべき姿）

求めている人材像等の基本的な考え方を明文化し、職員の確保、育成を円滑に行います。

## 今後の取り組み

引き続き事業が予定通りに実施できるよう、市と協議しながら計画的な職員の確保を実施してまいります。また、求めている人材像の基本的な考えを明文化し、職員の育成、定着支援と有能な人材確保につなげます。

計画的に「福祉職員キャリアパス生涯研修課程」等の研修を受講することにより、職員の能力開発、育成を図ります。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
計画的な職員の確保	総務課	継続				
求めている人材像の基本的な考えの明文化	総務課	検討	実施			
計画的な職員研修の実施	総務課	継続				

## ② 人事労務管理制度の構築

### 現状と課題

年次休暇等の取得を推奨し、ワークライフバランスが図れるよう努めています。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント対策として、ハラスメント防止研修の実施や相談窓口の整備を行い、働きやすい職場づくりを進めています。

しかし、業務量や職員体制によっては休暇が取得しづらい状況になりうることや相談対応等、時間外勤務で対応せざるを得ない場合もあり、働き続けられる環境を整備し、職員全員がワークライフバランスを実現できるようにすることが課題となっています。

### 推進目標（将来あるべき姿）

職員全員が働きやすい、働き続けられる職場に整備します。

### 今後の取り組み

時間外勤務についての意識改革や市の動向も鑑み、多様な働き方を検討し、職員全員がワークライフバランスを実現できるようにします。

産休や育休等長期休暇になる場合の人材確保が計画的に行えるような仕組みを作るなど、休暇の取得がしやすい環境にします。また、引き続きハラスメント防止研修等を実施し、ハラスメント対策を講じます。

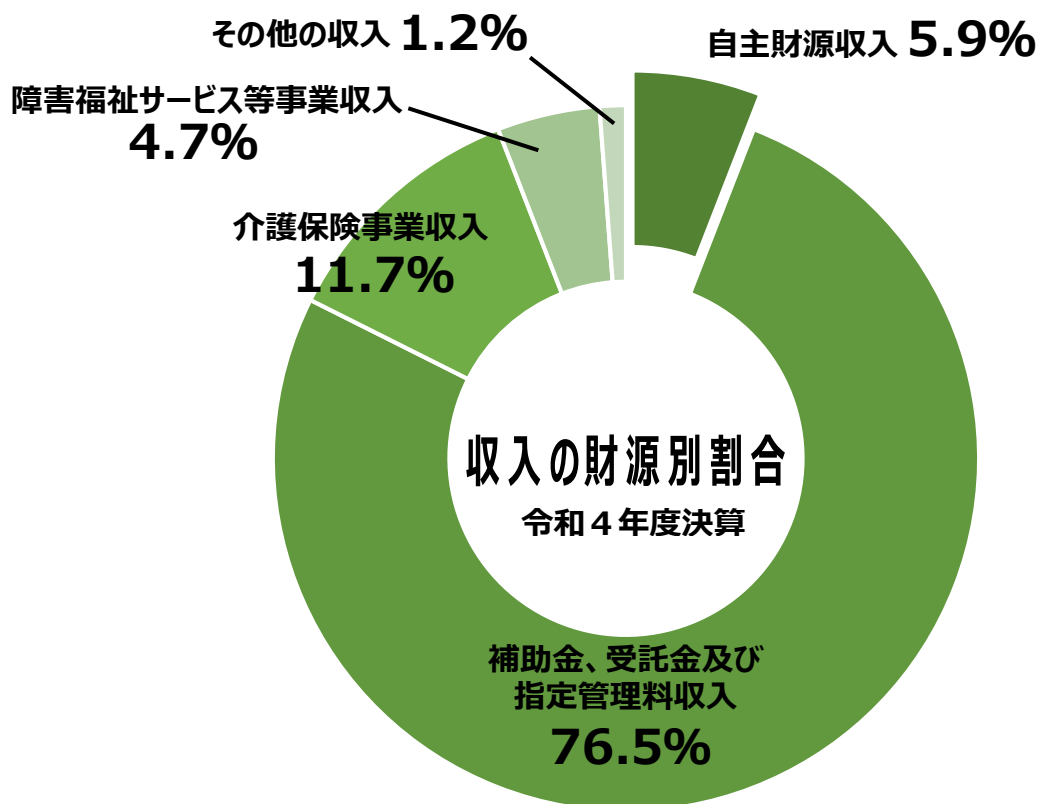
実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
時間外勤務の意識改革	全課	実施				
多様な働き方の推進	総務課	検討			実施	
長期休暇に備えた人材確保の仕組みづくり	総務課	検討			実施	
ハラスメント防止研修等の実施	総務課	継続				

### (3) 財源確保

#### ① 多様な財源の確保・活用

##### 現状と課題

社協会費や共同募金、補助金、委託金等多様な財源を確保し、適正に事業運営を行っています。経営状況（令和4年度決算）としては補助金、受託金及び指定管理料収入が全体の76.5%を占めており、運営にかかる人件費や事業費、事務費のほとんどが補助金、受託金及び指定管理料で賄われております。一方、自主財源収入が占める割合は、5.9%となっており、自主事業にかかる部分は脆弱な財政基盤になっているのが現状です。本会事業の独自性を示す自主事業を安定的に実施、継続していくためには、自主財源の確保が必須となっています。



### 推進目標（将来あるべき姿）

地域住民や企業からの支援、協力のもと財源を確保し、地域福祉活動事業を安定的に実施、継続します。

### 今後の取り組み

市からの補助金、受託金及び指定管理料は、本会の運営に不可欠なものであるため、引き続き市と連携を図りながら、地域福祉を推進していくことを目的に財政面の安定的な確保を働きかけます。

社協事業について社協だよりやSNS等を通じて周知し、活動への協力（会費協力等）が得られるよう引き続き努めていきます。また、新たな寄附金の開発や、ホームページから寄附や会員募集の申し込みができるようにするなど新たな受付方法を検討し、財源確保の拡大につなげます。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
補助金、受託金及び指定管理料の確保	全課	継続				
S N S等の活用【再掲】（地域住民に社協事業を周知）	全課	継続				
新たな寄附金の検討・実施	総務課	検討		実施		
新たな寄附受付方法の検討・実施	総務課	検討		実施		
会員の増加に向けた取り組みの実施	地域福祉課 地域支援課	検討		実施		

## (4) 広報、情報発信

### ① 社協の事業・活動等の発信

#### 現状と課題

社協事業や活動状況等を発信するため、社協だよりやホームページ、SNS等、様々な媒体を活用し、広報活動を実施しています。積極的に広報活動を行っておりますが、まだまだ地域住民に広く情報が伝わっていないのが現状です。また、社協だよりのマンネリ化、部署や事業により情報発信に偏りがあるため、社協全体で地域住民へわかりやすく、魅力的に情報を届けていくことが課題となっています。

#### 推進目標（将来あるべき姿）

積極的な広報活動を行い、タイムリーな情報を地域住民に届けます。

#### 今後の取り組み

社協だよりの構成を見直し、見やすくわかりやすい情報発信に取り組んでいきます。また、SNS等での情報発信について職員全員が重要性を理解し、世代に合わせてわかりやすく情報発信ができるよう、職員研修を実施します。

さらに、地域住民と協働で情報発信を行うなど、より地域福祉活動を周知していける方法を検討していきます。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
社協だよりの見直し	総務課	検討 ▶	実施 ▶			
情報発信に関する研修会の実施	総務課	検討 ▶	実施 ▶			
地域住民と協働し情報発信	全課	検討 ▶		実施 ▶		

# 地域福祉活動推進部門

## (1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり

### ① 住民主体の福祉活動を推進する地域福祉推進基礎組織の組織化

#### 現状と課題

地域福祉活動推進委員会が市内29地区で立ち上がっており、CSWが支援し、住民主体の福祉活動を行っています。また、活動者同士の情報交換や交流ができる機会を定期的に設けるなど、活動の推進に努めています。しかし、担い手の高齢化や人員不足による活動のマンネリ化、また、活動そのものの継続が困難となっている地区もあり、課題となっています。

#### 推進目標（将来あるべき姿）

幅広い世代に住民主体の福祉活動が認知され、担い手が増えるよう支援します。

#### 今後の取り組み

住民主体の福祉活動が円滑に実施していけるよう、活動者に対するフォローを検討する機会を設けるなど、引き続き地域福祉活動者、地域福祉活動推進委員会及びボランティア・市民活動団体等の活動を支援していきます。

また、福祉活動の担い手を発掘し活動への参加を促すため、SNS等での情報発信を継続、強化し、幅広い世代に活動状況等を周知していきます。この際、現在の使用状況から鑑みた各年代に応じたSNS媒体の活用（20～40代ならInstagramなど）を進めるとともに、様々な「活動者」がいること、「人」に焦点を当てた記事を発信していくことで人と人のつながりが生まれやすい環境としていきます。加えて、地域の行事やイベント等に出向き、直接的な広報、啓発活動も実施していきます。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
地域福祉活動者・地域福祉活動推進委員会及びボランティア・市民活動団体等への活動支援	地域支援課	検討		実施		
S N S 等の活用【再掲】 (活動状況や活動者に関する広報啓発)	地域支援課	継続				
地域行事やイベント等への参加による広報、啓発	地域支援課	検討		実施		



## ② 住民の福祉活動の拠点整備

### 現状と課題

地域福祉活動推進委員会やボランティア団体により、約140カ所のふれあいサロンが地区市民館や集会所を会場として実施され、地域住民の居場所、交流、情報交換の場となる福祉活動の拠点として機能しています。

ふれあいサロンは、住民が気軽に立ち寄れる場所として実施されていますが、高齢者を中心とした活動拠点となっているため、児童や障害分野等を含めた活動拠点の整備を進めていくことがこれからの課題となっています。

また、こうした活動拠点から個別支援や相談に結びつくことが少ないため、住民の身近な相談窓口として相談支援機能を持たせることも課題となっています。

### 推進目標（将来あるべき姿）

住民に身近なふれあいサロンを始めとする福祉活動の拠点で、気軽に相談ができる体制を整備します。

### 今後の取り組み

ふれあいサロンを始めとする福祉活動と協働し、出張相談会などを開催することで、地域の福祉活動の拠点で気軽に相談できる体制を整備します。こうした取り組みを通じ、地域福祉活動者との連携を深めることで、ふれあいサロン等の福祉活動拠点に持ち込まれた相談が専門機関にしっかりとつながるよう取り組みます。

また、地域行事や商業施設などと協働しながら、新たな福祉活動の拠点づくりを進めるとともに、SNS等を活用した福祉活動の拠点に関する啓発活動にも取り組みます。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
地域の福祉活動拠点における出張相談会の実施	地域支援課	継続				
		▶				
地域行事や商業施設と協働した新たな福祉活動拠点づくり	地域支援課	継続				
		▶				
SNS等の活用【再掲】 (拠点に関する広報啓発)	地域支援課 障害福祉課 地域福祉課	継続				
		▶				

## (2) 住民主体による福祉活動の推進

### ① ふれあいサロン等の居場所づくりや見守り活動の推進

#### 現状と課題

主に地域福祉活動推進委員会を母体としたふれあいサロン活動が市内全域で展開され、CSWが活動支援を行っています。しかし、多くのサロンでは高齢者のみを対象とした活動となっており、対象を限定せず、誰もが通える居場所づくりや活動支援等を行っていくことが課題となっています。

#### 推進目標（将来あるべき姿）

誰もが主役となれる居場所づくりに取り組みます。

#### 今後の取り組み

誰もが通える居場所づくりに向け、アンケートやテーマ統一型の地域福祉懇談会を実施し、ニーズ調査、分析を行い、対象を限定しない共生型サロンの開設を支援します。また、高齢者が歩いて通える身近な居場所づくりと見守り活動を推進するとともに、外出が困難な方などが集えるメタバース等を活用した居場所づくりについても検討していきます。

地域福祉活動者への活動支援として、持続可能な居場所のあり方について検討する機会を設けるほか、地域福祉活動者の活動支援の一環として発行している、「地域福祉活動のしおり」の改訂を行い、支援の強化を図ります。

※メタバースとは

インターネットの中につくられた仮想の空間。空間を自由に行き来することや他の利用者とコミュニケーションをとることができる。

不登校やひきこもりといった状況にある児童や生徒、大人などの居場所として活用する自治体の例も増えている。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
共生型サロンの開設	地域支援課 障害福祉課	検討 ▶	調査 ▶	分析 ▶	実施 ▶	
高齢者が歩いて通える身近な居場所づくりと見守り活動の推進	地域支援課	検討 ▶		実施 ▶		
メタバース等を活用した居場所づくり	地域支援課 地域福祉課 障害福祉課	検討 ▶				実施 ▶
持続可能な居場所づくりに向けた支援のあり方についての検討・実施	地域支援課 地域福祉課	検討 ▶			実施 ▶	
地域福祉活動のしおりの改訂	地域支援課	改訂 ▶	配布 ▶			

## ② 福祉教育の推進

### 現状と課題

小中学校の児童、生徒を対象とした福祉実践教室や青少年ボランティア体験学習等を実施し、障害当事者等への理解や支援方法について、当事者や地域の関係者の協力を得ながら学ぶ機会を提供しています。しかし、地域生活課題が複雑、多様化する中、それに応えるカリキュラムを実施することはできず、カリキュラムがマンネリ化していることや教育機関との連携を強化していくことが課題として挙げられます。また、地域生活課題の解決につなげるためには世代や属性を問わず、福祉教育を展開していくことも必要となります。

福祉教育を推進していくため、職員全員が福祉教育の意義について十分に理解したうえで各事業を実施することも重要であると考えます。

### 推進目標（将来あるべき姿）

世代や属性に関わらず、誰もが福祉へ興味、関心を持ち、自ら地域生活課題について考える機会を提供します。

### 今後の取り組み

現在実施している福祉実践教室や青少年ボランティア体験学習については、引き続き実施し、障害当事者等への理解や支援について学ぶ機会を提供します。また、校長会等への参加を継続し、教育関係者との連携を強化します。

福祉教育をより普及啓発させるため、研修会等を通して職員に福祉教育の意義、目的を周知し意識の向上を図ります。そして、世代や属性を問わずに参加できる福祉教育プログラムや企業、民間事業所等と連携した福祉教育プログラムを開発し、地域生活課題の解決につなげていきます。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
福祉実践教室や青少年ボランティア体験学習の継続	地域福祉課	継続				
教育関係者との連携強化	地域福祉課	継続				
職員に対する福祉教育の意義、目的についての研修会等の実施	全課	検討	実施			
地域生活課題を検討する福祉教育プログラムの開発	地域福祉課	検討				実施

### (3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開

#### ① 個別支援と地域づくりの一体的な展開

##### 現状と課題

高齢者や障害者など、対応する個別ケースから抽出された地域生活課題について、各課が扱う各種会議体で、施策化や社会資源の開発に向けた検討の機会が定期的に設けられています。

しかし、抽出された地域生活課題や開発された社会資源等について、部門間で情報共有する機会が少なく、分野横断的な活用や個別支援への転換が少ないのが現状です。個別支援と地域づくりの一体的な展開を進めていくためには、分野を超えて情報共有を行い、多様な主体とともにそれを有効活用していくことが重要となります。また、幅広く情報を持つことで柔軟に支援が行えるよう、職員の資質を向上させる必要もあります。

##### 推進目標（将来あるべき姿）

地域生活課題の共有を法人内外で広く行い、多様な主体とともに個別支援と地域づくりを進めます。

##### 今後の取り組み

各部門で把握した地域生活課題や開発された社会資源について、分野を超えた情報共有を行い、分野横断的な活用や個別支援への反映と職員の資質向上を図ります。

各分野で施策化が必要とされた課題や施策化後の活用が円滑に進んでいない社会資源について、地域福祉懇談会等を活用し、分野横断的な情報共有を行い、個別支援と地域づくりにつなげていきます。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
社協内の支援事例を横断的に検討する会議の実施【再掲】（地域生活課題に関する状況の共有）	全課	実施				
地域福祉懇談会等を活用し、分野横断的な情報の共有	全課	継続				

## ② 多様な主体との連携・協働による社会資源の開発

### 現状と課題

個別支援や住民のニーズをもとにした社会資源の開発に向けて、福祉関係団体以外にも行政や地元商工会議所・商工会などと意見交換を行う場を適宜設けています。その中で、特定の地域においては、移動販売や移動支援等新たな社会資源の開発ができています。

しかし、地域生活課題を解決するためには、開発した社会資源と生活支援の担い手やボランティアを始めとする地域で活躍する多様な主体が連携・協働していく必要があります。

### 推進目標（将来あるべき姿）

各地域から抽出される地域生活課題を多様な主体と協議・共有することで、市全体で活用できる社会資源の開発を進めます。

### 今後の取り組み

住民ニーズや地域生活課題の解消に向けて、引き続き多様な主体から協力を得られるように意見交換や協働の機会を設けます。

人的な社会資源の開発として社会参加活動への地域住民の参加意欲を高め、担い手の確保につなげられるよう、ボランティア活動やふれあいサロンをはじめとする社会参加活動に応じたポイント制の導入について検討していきます。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
地域生活課題に対応する企業等との協働による社会資源の開発	地域支援課	継続				
ボランティア活動等の社会参加活動に応じたポイント制の導入	地域福祉課 地域支援課	検討			実施	

# 相談支援・権利擁護部門

## (1) 包括的な相談と支援の実施

### ① 相談しやすい相談窓口の整備と相談を断らずに関係機関と連携しながら受け止める体制づくり

#### 現状と課題

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、成年後見支援センター及び重層的支援体制整備事業等を市から受託し、総合的な相談支援体制が整備できているものの、多様な相談が持ち込まれる中、職員の専門性や多機関との連携及び休日や夜間、相談方法について限定的になってしまっており、相談しやすい相談窓口としての機能の強化が課題となっています。

また、相談しやすい相談窓口として機能強化していくためには、職員体制の整備や予算の確保等も必要であると考えます。

#### 推進目標（将来あるべき姿）






市民や地域の関係機関が相談しやすい相談窓口の整備、体制を作ります。

#### 今後の取り組み

「プロジェクトチーム」を発足し、市民や地域の関係機関に対してニーズ調査を行います。その後、ニーズ整理を行い、相談しやすい相談窓口の整備、体制づくりに向けた取り組み内容を検討、実施していきます。

具体的なニーズ調査や取り組み内容として、SNS等を活用した「相談受付ツールの整備」、休日、夜間等も相談を受け付ける「相談者の利便性に配慮した相談窓口の整備」、「断らない相談支援に向けた職員のスキルアップ」等を重点的に検討していきます。



実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
プロジェクトチームにおけるニーズ調査、取り組み内容の検討	障害福祉課 地域支援課 地域福祉課	調査 	検討 			
ニーズ調査に基づく取り組みの実施（相談受付ツール・相談窓口整備）	障害福祉課 地域支援課 地域福祉課			実施 		
断らない相談支援に向けた職員のスキルアップ	全課	検討 	実施 			

## (2) 相談支援業務のマネジメントの実施

### ① チームによる対応、スーパービジョン

#### 現状と課題

多職種連携を意識しながらチームでの対応を心掛けており、概ねチームでの対応ができる体制は整っています。しかし、業務の多忙さや職員体制等の理由により個人でケースを抱え込んでしまうこともあり、相談しやすい環境づくりや職員の抱え込みをなくし、バーンアウトを防止できるような対策が必要であると考えます。

また、現在部署によっては、弁護士や医師等と顧問契約を結んでいる場合がありますが、法人全体として法律や医療等の専門知識が必要な事例について、専門職からの助言を受けられる体制が整っていないことが課題となっています。

#### 推進目標（将来あるべき姿）

職員の専門性を高めるとともに、多職種連携を大切にしながらチームによる相談支援業務を行います。また、法人全体で法律や医療等の専門職から助言を受けられる体制を整備します。





#### 今後の取り組み

スーパービジョンの体制を確立し、職員のスキルアップとバーンアウトを防止するため、研修等を実施し、スーパーバイズができる職員を育成していきます。また、相談演習やケアプランチェック等を実施し、職員のスキルアップにつなげます。現在実施している主任介護支援専門員、主任相談支援専門員などの資格を持つ職員の育成については、継続して実施し、職員体制の強化を図ります。

また、高度化する相談事案に対処するため法人全体で法律や医療等の専門職から助言を受けられる体制を整備します。

※スーパービジョンとは

対人援助を行う人が自分の担当しているケースについて指導者等から助言をもらうことです。支援対象と自分の間で行き詰っている問題を第三者の視点から見てもらうことで解決の糸口を探すのが主な目的です。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
スーパーバイズができる職員の育成、スーパービジョンの実施	全課	検討 	実施 			
相談演習、ケアプランチェックの実施	地域支援課 障害福祉課	検討 	実施 			
主任介護支援専門員・主任相談支援専門員の育成	地域支援課 障害福祉課	継続 				
専門職から助言が受けられる体制づくり	全課	検討 		実施 		

## ② 社協内の連携や情報共有、記録の整備

### 現状と課題

部門間の連携を図るため、学習会や情報交換会を実施していますが、他部署の役割や業務内容について知る機会が少なく、社協内の連携が十分に取れていない状況があります。また、横断的な事例検討が行われていないことも課題となっています。

他にも、地域包括支援センターシステムや障害者自立支援システム等、各部署のシステムの整備、活用はできていますが、個人情報の観点から、情報共有が難しい現状があります。

### 推進目標（将来あるべき姿）

横のつながりを作り、連携を深め、情報共有を図ります。

### 今後の取り組み

社協内で既存の研修会を活かしながら横断的な事例検討の機会を作り、各部署とのつながり、情報共有、連携しやすい体制を作ります。

情報共有がスムーズに行っていけるように既存の「電子@連絡帳ほいっぷ」の活用や個人情報使用同意書等、個人情報の共有に必要な手続きの整備を行っていきます。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
社協内の支援事例を横断的に検討する会議の実施【再掲】（情報共有の機会の設定）	地域支援課 障害福祉課 地域福祉課 ゆうあいの里事務所	実施				
個人情報の共有に必要な手続きの整備	全課	検討		実施		

### (3) 地域における多機関協働の推進

#### ① 地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等のネットワーク構築

##### 現状と課題

介護保険関係事業者連絡協議会や社会福祉施設協会、障害者地域自立支援協議会等において、地域の関係機関、団体とのネットワークを構築し、情報共有や研修会を開催しています。また、「電子@連絡帳ほいっぷ」を活用し、地域の関係機関との連携や情報共有も行っています。さらに、社会資源情報を収集し、冊子等の作成をしておりますが、福祉関係者等への情報共有やタイムリーな情報発信が十分にできておらず課題となっています。

また、分野を横断した事業所間の繋がりはまだ十分ではなく、分野を超えたネットワークの構築が課題となっています。

##### 推進目標（将来あるべき姿）

最新の社会資源情報を福祉関係者等へ共有します。また、多分野の事業所等との顔の見える関係を構築し、連携しやすい仕組みを作ります。

##### 今後の取り組み

社会資源情報の冊子等の作成について、現在は高齢者の方に向けて作成しているため、掲載されていない障害分野等の情報も掲載し、より幅広い情報を発信できるよう内容の見直しをするとともに、定期的に情報を更新し、タイムリーな情報発信をしていきます。また、SNS等のツールを活用した情報発信を行うなど、より多くの方へ情報を届けられるよう周知していきます。

分野を超えた事業所間で事例検討の場を設けるなど、ネットワークの構築に努め、多機関協働を推進します。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
社会資源情報の内容拡大と タイムリーな情報発信	地域支援課 障害福祉課	検討 →	実施 →			
S N S等の活用【再掲】 (社会資源情報の周知)	地域支援課 障害福祉課	検討 →	実施 →			
分野を超えた事業所間での 事例検討会の開催	地域支援課 障害福祉課	継続 →				

## (4) 権利擁護支援の体制整備

### ① 権利擁護支援に関する事業の実施

#### 現状と課題

日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援等を行っており、権利擁護支援の体制は整備されています。また、判断能力の低下や利用者の状況に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行も、切れ目のないよう支援することができます。一方で、相談から利用開始までの間、金銭管理や手続き支援を誰も担える状況ではなく、支援が滞ってしまう現状があります。

また、これらの制度や事業についての周知が十分でなく、必要な人が適切に利用できるよう、地域住民や支援者へ積極的な周知をしていく必要があります。

#### 推進目標（将来あるべき姿）

日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用に繋がるまでの切れ目のない支援体制を整備します。また、日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知し、相談や利用に繋がります。

#### 今後の取り組み

日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知するため、地域住民や支援者に対して、出前講座や勉強会等の開催を継続実施します。

また、利用開始までの間の金銭管理や手続き等の支援体制を構築し、切れ目のない支援を行います。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
出前講座や勉強会等の開催	障害福祉課	継続				
		▶				
事業や制度利用開始までの支援体制構築	障害福祉課 地域支援課	検討			実施	
		▶			▶	

# 介護・生活支援サービス部門

## (1) 地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施

### ① 住民のニーズに応える介護・生活支援サービスの実施

#### 現状と課題

障害部門では障害者生活介護施設事業、障害者居宅介護等事業、基幹相談支援センター、成年後見支援センター、高齢部門では地域包括支援センター等を市からそれぞれ受託していることで、相談を通じて多分野のニーズを把握しやすい環境は整っています。また、毎年各地区で開催している地域福祉懇談会から、地域住民の意見やニーズを聴取することができています。

しかし、新たなサービスの創出に結びつけることができていないのが現状です。また、他部署の役割や業務内容について知る機会が少なく、部門間で情報共有することが十分にできていないことも、新たなサービスにつなげるための妨げになっていると考えます。職員全員がニーズに応じるための意識を常に持ち、連携しながら、制度の枠にとらわれることなく、ニーズに応じた介護・生活支援サービスを展開していくことが課題となっています。

#### 推進目標（将来あるべき姿）

住民のニーズに応じた柔軟な介護・生活支援サービスを提供します。

#### 今後の取り組み

社協内で既存の研修会等を活かしながら、他部署の業務内容について理解を深める事例検討会や意見交換会を実施し、部門間連携を強化していきます。

ニーズを部門間で共有し、新たな事業、サービスの実施を検討します。また、先進事例研究課題研修の実施を継続し、新たなサービスの検討に活用します。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
社協内の支援事例を横断的に検討する会議の実施【再掲】	全課	実施				
ニーズの共有及び新たな事業、サービスの検討	全課	共有		検討		実施
先進事例研究課題研修の実施の継続	総務課	継続				

## (2) サービスの質の向上

### ① サービスの質の向上

#### 現状と課題

障害者生活介護施設においては管理、経営を行い、常に介護が必要な方に対し、入浴や食事の介助、余暇支援等を行っています。利用者一人ひとりに合わせた支援を行い、日々ミーティングを通しての情報共有や内部研修、利用者満足度調査を実施し、サービスの質の向上に努めています。

ヘルパーステーションにおいては、同行援護や移動支援、福祉有償運送等を実施し、個別ニーズに応じた柔軟な対応ができています。

しかし、地域住民から信頼される公共性の高い経営を行うための第三者評価の受審を行っていないことや、外部研修への参加は十分にできていません。利用者や住民のニーズをより丁寧に拾い上げ、サービスを実施していくことが課題となっています。

#### 推進目標（将来あるべき姿）

住民のニーズに合わせて、創意工夫し、常にサービスの改善と質の向上を図ります。

#### 今後の取り組み

障害者生活介護施設の第三者評価を受審していくことで、評価のプロセスから潜在化した利用者の評価や意向を把握し、サービスの質の向上につなげていきます。また、外部研修を職員が受けられる体制を整え、積極的に研修を受講し、職員のスキルアップを図ります。

ヘルパーステーションでは、既存の在宅福祉サービス等を引き続き実施し、安定したサービス提供とニーズに応じた柔軟な対応の強化を図ります。

実施項目	所管課	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第三者評価の受審	ゆうあいの里事務所	検討・整備				受審
外部研修の受講	ゆうあいの里事務所	実施				
既存の在宅福祉サービス等の継続強化	ゆうあいの里事務所	継続				



## 巻末資料

### 1 中期経営計画策定・評価委員会設置要綱

豊川市社会福祉協議会中期経営計画策定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の使命・経営理念を明確化し、その実現を図ることを目指した社会福祉法人豊川市社会福祉協議会中期経営計画（以下「計画」という。）を策定し、進捗状況及び成果等を評価するため、社会福祉法人豊川市社会福祉協議会中期経営計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この要綱は、委員会の設置・運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議・検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に掲げる事項の進捗状況に関すること。
- (3) 計画に掲げる事項の取組みに対する成果確認や評価に関すること。
- (4) その他、社協会長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる社協職員をもってあてる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局長をもってあてる。
- 3 副委員長は、事務局次長をもってあてる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は、妨げない。

(作業部会)

第8条 委員会での協議・検討に必要な事項を調査及び検討させるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の設置及び調査・検討事項等は、委員長が委員会に諮って定める。
- 3 作業部会は、社協職員の中から委員長が指名する部会員をもって構成する。
- 4 作業部会は、委員長から付託された事項を調査及び検討し、その結果を委員会に報告する。

(意見等の聴取)

第9条 委員会は、その任務を行うため必要と認めるときは、関係者の出席及び資料の提供を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を総務課総務係に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

## 2 中期経営計画策定・評価委員会委員名簿

### 中期経営計画策定・評価委員会委員名簿

氏名	役職名等	備考
鈴木 充	常務理事兼事務局長	委員長
山崎 敏幸	事務局次長兼総務課長	副委員長
小林 弘行	地域福祉課長	
長畑 健一郎	地域支援課長兼地域包括支援センター統括所長	
田中 照彦	地域支援課主幹兼南部地域包括支援センター所長	
柘植 仁美	障害福祉課長	
松井 伸夫	障害福祉課主幹兼障害者相談支援センター所長	
笹谷 佳希	ゆうあいの里事務所長	

### 事務局担当

氏名	役職名等	備考
近藤 孝重	総務課課長補佐兼総務係長	
朝河 瑠幾	総務課総務係	

### 3 中期経営計画策定・評価委員会開催状況

回	日時	協議内容
第1回	令和5年8月1日	(1) 中期経営計画策定のスケジュールについて (2) 中期経営計画の体系について (3) 中期経営計画計画策定・評価委員会作業部会について (4) その他
第2回	令和5年8月31日	(1) 中期経営計画の使命・経営理念・組織運営方針について (2) その他 ・中期経営計画策定・評価委員会作業部会員について ・中期経営計画チェックリストの実施状況について ・中期経営計画課題分析シートについて
第3回	令和5年10月31日	(1) 中期経営計画素案【第1章～第2章】について (2) その他 ・中期経営計画課題分析シート【まとめ】について ・中期経営計画策定・評価委員会作業部会の開催状況等について
第4回	令和5年11月30日	(1) 中期経営計画素案【第3章 法人①】について (2) 中期経営計画素案【第3章 相談①②】について
第5回	令和5年12月19日	(1) 中期経営計画素案【第3章 地域①②】について (2) 中期経営計画素案【第3章 介護①】について
第6回	令和5年12月26日	(1) 中期経営計画素案【第3章 法人①】及び【第3章 相談①②】の修正確認について (2) 中期経営計画素案【第3章 法人②③④】について (3) 中期経営計画素案【第3章 介護②】について
第7回	令和6年1月16日	(1) 中期経営計画素案【法人経営部門、介護・生活支援サービス部門】の修正について (2) 中期経営計画素案【第3章 法人① 部門間連携の推進】について
第8回	令和6年1月30日	(1) 中期経営計画素案【地域福祉活動推進部門①②、相談支援・権利擁護部門①②】の修正について (2) 中期経営計画素案【第3章 地域③】について (3) 中期経営計画素案【第3章 相談③④】について
第9回	令和6年2月29日	(1) 中期経営計画素案【最終】について

## 4 中期経営計画策定・評価委員会作業部会設置要綱

豊川市社会福祉協議会中期経営計画策定・評価委員会作業部会設置要綱  
(目的)

第1条 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の使命・経営理念を明確化し、その実現を図ることを目指した社会福祉法人豊川市社会福祉協議会中期経営計画（以下「計画」という。）に掲げる取組みを円滑に推進するため、豊川市社会福祉協議会中期経営計画策定・評価委員会設置要綱第8条の規定に基づき、豊川市社会福祉協議会中期経営計画策定・評価委員会委員長（以下「委員長」という。）から付託された事項を調査及び検討するため作業部会を設置する。

（作業部会の設置及び所掌事項）

第2条 設置する作業部会の名称及び委員長が付託する調査・検討事項等は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	調査・検討事項等
①法人経営に関する作業部会	理念に基づく計画的な経営、人材確保・育成・定着支援、財源確保（会員増強等）、広報、情報発信等
②地域福祉活動推進に関する作業部会	住民主体の福祉活動を推進する組織づくり（地域福活動推進委員会活動の推進）、住民主体による福祉活動の推進（ふれあいサロン活動等の支援、ボランティアの育成、福祉教育の推進）、個別支援と地域づくりの一体的な展開（CSWの配置の検討、社会福祉法人・福祉施設との連携・協働等）
③相談支援・権利擁護に関する作業部会	包括的な相談と支援（相談しやすい窓口の整備、相談を断らず、関係機関と連携し、受け止める体制づくり等）相談支援業務のマネジメント（チームによる対応、社協内の連携や情報共有等）、地域における多機関協働の推進、権利擁護支援の体制整備（日常生活自立支援事業、成年後見支援センター等）
④介護・生活支援サービスに関する作業部会	住民のニーズに応える介護・生活支援サービスの実施（制度の枠にとらわれない、必要に応じた柔軟なサービスの検討）、社協内の他部門との連携推進、サービスの質の向上（障害者居宅介護等支援事業や障害者生活介護事業）、介護サービスの経営基盤強化等

2 作業部会は、前項に規定する調査・検討事項等について、作業部会ごとに豊川市社会福祉協議会中期経営計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）が定める事業等評価シート（以下「評価シート」という。）を作成し、当該評価シートごとに調査・検討結果を委員長に報告する。

(組織)

第3条 作業部会は、社会福祉法人豊川市社会福祉協議会職員（ただし、特別職員、嘱託・臨時職員、パートタイマー及び豊川市からの派遣職員を除く。）の中から作業部会ごとに10名以内の部会員（以下「メンバー」という。）を委員長が指名し組織する。

2 作業部会ごとにリーダー1名及びサブリーダー1名を置く。

3 リーダーはメンバーの互選により選任し、サブリーダーはリーダーが指名する。

4 メンバーの任期は、2年以内とする。ただし、再任は、妨げない。

(リーダー及びサブリーダーの職務)

第4条 リーダーは作業部会を招集し、作業部会を議長となる。

2 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはサブリーダーがその職務を代理する。

3 リーダーは、委員会に適宜出席し、作業部会の進捗状況を報告するものとする。

(事務局)

第5条 作業部会の事務局を総務課総務係に置く。

(関係者の出席)

第6条 リーダーが必要であると認めるときは、作業部会に関係者の出席を求め、意見または、説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会に関し必要な事項は社会福祉法人豊川市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

## 5 中期経営計画策定・評価委員会作業部会部会員名簿、開催状況

### 法人経営に関する作業部会部会員名簿

氏名	役職名等	備考
相馬 有作	地域福祉課地域福祉係主任	リーダー
山本 浩平	地域支援課南部地域包括支援センター主任（CSW）	サブリーダー
安田 勇希	地域支援課東部地域包括支援センター主任（CSW）	
和田 友美	地域支援課西部地域包括支援センター（CSW）	
佐々木 優	地域支援課南部地域包括支援センター	
岡西 健	障害福祉課成年後見支援センター主任	
朝河 瑠幾	総務課総務係	

### 事務局担当

氏名	役職名等	備考
近藤 孝重	総務課課長補佐兼総務係長	

### 法人経営に関する作業部会開催状況

回	日時	協議内容
第1回	令和5年9月25日	(1) リーダーの選任について (2) サブリーダーの指名について (3) その他
第2回	令和5年10月12日	(1) 計画の素案作成について 「理念に基づく計画的な経営について」の現状と課題、 推進目標の検討
第3回	令和5年10月24日	(1) 計画の素案作成について 「理念に基づく計画的な経営について」の今後の取り組みの検討
第4回	令和5年11月13日	(1) 計画の素案作成について 「理念に基づく計画的な経営について」の素案確認 「人材確保・育成・定着支援について」の現状と課題、 推進目標、今後の取り組みの検討
第5回	令和5年11月29日	(1) 計画の素案作成について 「人材確保・育成・定着支援について」の素案確認 「財源確保」、「広報、情報発信」の現状と課題、推進 目標、今後の取り組みの検討
第6回	令和5年12月12日	(1) 計画の素案作成について 「財源確保」、「広報、情報発信」の素案確認

### 地域福祉活動推進に関する作業部会部会員名簿

氏名	役職名等	備考
柿田 真宏	地域福祉課南部地域包括支援センター主査	リーダー
柿田 一徳	地域支援課西部地域包括支援センター音羽出張所主任	サブリーダー
岩本 尚也	地域支援課南部地域包括支援センター（CSW）	
子安 麻美	地域支援課東部地域包括支援センター（CSW）	
山崎 晃広	地域支援課東部地域包括支援センター主任	
岡西 健	障害福祉課成年後見支援センター主任	
下地 一孝	地域福祉課ボランティアセンター	

### 事務局担当

氏名	役職名等	備考
近藤 孝重	総務課課長補佐兼総務係長	
朝河 瑠幾	総務課総務係	

### 地域福祉活動推進に関する作業部会開催状況

回	日時	協議内容
第1回	令和5年9月28日	(1) リーダーの選任について (2) サブリーダーの指名について (3) その他
第2回	令和5年10月17日	(1) 計画の素案作成について 「住民主体の福祉活動を推進する組織づくり」、「住民主体による福祉活動の推進」の現状と課題、推進目標、今後の取り組みの検討
第3回	令和5年11月6日	(1) 計画の素案作成について 「住民主体の福祉活動を推進する組織づくり」、「住民主体による福祉活動の推進」の現状と課題、推進目標、今後の取り組みの検討
第4回	令和5年11月21日	(1) 計画の素案作成について 「個別支援と地域づくりの一体的な展開」の現状と課題、推進目標、今後の取り組みの検討
第5回	令和5年11月29日	(1) 計画の素案作成について 「住民主体の福祉活動を推進する組織づくり」、「住民主体による福祉活動の推進」の素案確認
第6回	令和5年12月13日	(1) 計画の素案作成について 「個別支援と地域づくりの一体的な展開」の素案確認
第7回	令和6年1月19日	(1) 計画の素案作成について 「住民主体の福祉活動を推進する組織づくり」、「住民主体による福祉活動の推進」の素案の修正確認

### 相談支援・権利擁護に関する作業部会部会員名簿

氏名	役職名等	備考
武藤 徹	障害福祉課障害者相談支援センター主査	リーダー
相馬 有作	地域福祉課地域福祉係主任	サブリーダー
三島 安理	地域支援課南部地域包括支援センター（CSW）	
神谷 有美	地域支援課北部地域包括支援センター（CSW）	
黒田 真由	地域支援課西部地域包括支援センター御津出張所	
中西 千種	障害福祉課成年後見支援センター	
朝河 瑠幾	総務課総務係	

### 事務局担当

氏名	役職名等	備考
近藤 孝重	総務課課長補佐兼総務係長	

### 相談支援・権利擁護に関する作業部会開催状況

回	日時	協議内容
第1回	令和5年10月5日	(1) リーダーの選任について (2) サブリーダーの指名について (3) その他
第2回	令和5年10月23日	(1) 計画の素案作成について 「包括的な相談と相談支援の実施」、「相談支援業務マネジメントの実施」の現状と課題、推進目標、今後の取り組みの検討
第3回	令和5年11月2日	(1) 計画の素案作成について 「包括的な相談と相談支援の実施」、「相談支援業務マネジメントの実施」の現状と課題、推進目標、今後の取り組みの検討
第4回	令和5年11月13日	(1) 計画の素案作成について 「包括的な相談と相談支援の実施」、「相談支援業務マネジメントの実施」の素案の確認 「地域における多機関協働の推進」、「権利擁護支援の体制整備」の現状と課題、推進目標、今後の取り組みの検討
第5回	令和5年11月28日	(1) 計画の素案作成について 「地域における多機関協働の推進」、「権利擁護支援の体制整備」の素案の確認
第6回	令和5年12月21日	(1) 計画の素案作成について 「地域における多機関協働の推進」、「権利擁護支援の体制整備」の素案の確認
第7回	令和6年1月22日	(1) 計画の素案作成について 「包括的な相談と相談支援の実施」、「相談支援業務マネジメントの実施」の素案の修正確認



### 介護・生活支援サービスに関する作業部会部会員名簿

氏名	役職名等	備考
竹内 生代	地域福祉課北部地域包括支援センター主査	リーダー
白井 藍	障害福祉課障害者相談支援センター主任	サブリーダー
平山 雄太	地域支援課北部地域包括支援センター（CSW）	
小嶋 直樹	地域支援課南部地域包括支援センター（CSW）	
金田 朋巡	地域支援課西部地域包括支援センター（CSW）	
柿野 継実	地域福祉課ボランティアセンター	
鈴木 麻見	ゆうあいの里事務所社協ヘルパーステーション	

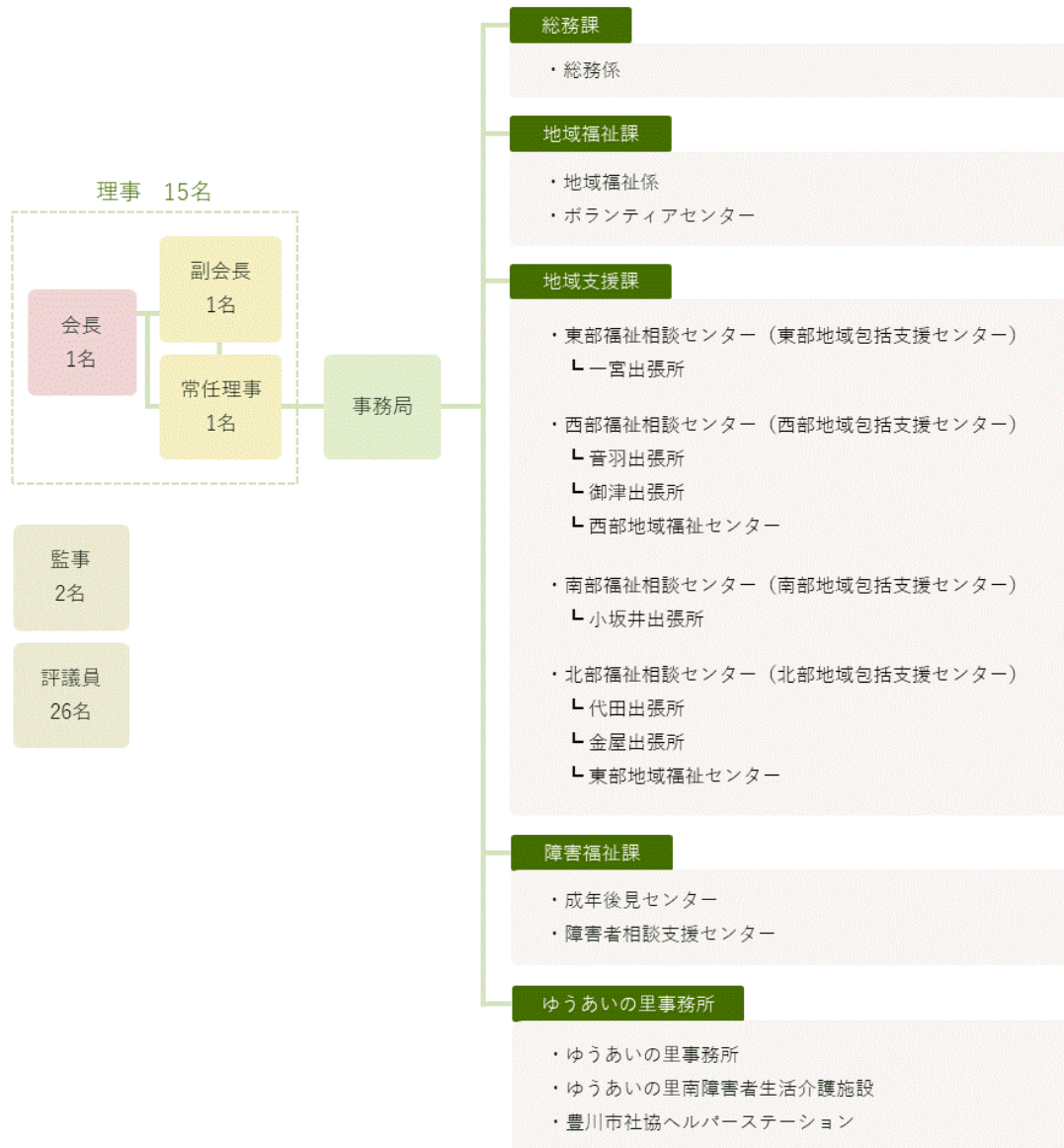
### 事務局担当

氏名	役職名等	備考
近藤 孝重	総務課課長補佐兼総務係長	
朝河 瑠幾	総務課総務係	

### 介護・生活支援サービスに関する作業部会開催状況

回	日時	協議内容
第1回	令和5年9月29日	(1) リーダーの選任について (2) サブリーダーの指名について (3) その他
第2回	令和5年10月18日	(1) 計画の素案作成について 「地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施」の現状と課題、推進目標の検討
第3回	令和5年11月20日	(1) 計画の素案作成について 「地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施」の今後の取り組みの検討
第4回	令和5年11月28日	(1) 計画の素案作成について 「地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施」の素案の確認 「サービスの質の向上」の現状と課題、推進目標、今後の取り組みの検討
第5回	令和5年12月6日	(1) 計画の素案作成について 「サービスの質の向上」の現状と課題、推進目標、今後の取り組みの検討
第6回	令和5年12月14日	(1) 計画の素案作成について 「サービスの質の向上」の素案の確認

## 6 豊川市社会福祉協議会 組織図 (令和5年4月1日現在)





**豊川市社会福祉協議会第3次中期経営計画（令和6年3月作成）**

---

**発行 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会**

**〒442-0068**

**愛知県豊川市諏訪3丁目242番地**

**電話 0533-83-5211 F A X 0533-89-0662**

**E-mail : t-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp**

**URL : <https://www.toyokawa-shakyo.or.jp>**

